資料No.１

自治推進委員会の役割について

１　自治推進委員会に関する規定等（抜粋）

（条例等の見直し）

第４８条　町長は、この条例の施行の日から４年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、美瑛町にふさわしく、社会情勢に適合しているかを検討するものとします。

２　町長は、前項に規定する検討に当たっては、次条に定める美瑛町自治推進委員会に必要な意見を求めるものとします。

３　町長は、前２項に規定する検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく事項を見直すことが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとします。

（美瑛町自治推進委員会の設置）

第４９条　この条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の附属機関として美瑛町自治推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

２　推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

（推進委員会の審議事項）

第２０条　条例第４９条第１項に規定する美瑛町自治推進委員会（以下「推進委員会」という。）は、町長の諮問に応じて調査又は審議を行い答申するものとする。

２　推進委員会は、前項に規定するもののほか、自ら次の事項を審議し、町長に提言することができる。

（１）　この条例に基づく制度、町民参加の状況及び条例の運用状況に関する事項

（２）　この条例の見直しに関する事項

（３）　町の自治の推進に関する基本的な事項

３　推進委員会は、調査又は審議するに当たって必要がある場合には、町民及びその他の者から意見を聴くことができる。

（推進委員会の会議）

第２５条　推進委員会は、会長が招集する。

２　推進委員会は、委員の過半数の出席をもって成立することとする。

３　推進委員会は、公開することが適当でないと認められる場合を除き、公開する。

２　経過

令和５年　４月　　自治基本条例施行

令和５年１１月　　令和５年度第１回委員会

令和６年　１月　　令和５年度第２回委員会

令和６年　３月　　令和５年度第３回委員会（運用状況の評価）

令和６年　６月　　令和６年度第１回委員会

令和６年１１月　　令和６年度第２回委員会

令和７年　３月　　令和６年度第３回委員会（運用状況の評価）

令和７年１０月　　令和７年度第１回委員会

令和７年１２月　　令和７年度第２回委員会

令和５年度の総評

令和５年４月から美瑛町自治基本条例が施行され、情報の共有が町民主体の自治の実現の基本であるという前提の下、開かれた町政を推進するため、施策のそれぞれの過程において、有効な情報を町民に分かりやすく提供するとともに、いただいた貴重な御意見を町政に反映するよう、条例の理念に基づいた取組を進めました。

町民意見の取扱いや審議会等の公開方法など、条例の運用に関する目安を作成し、職員研修において条例への理解を深めるとともに、適切な時期に適切な方法で町政に関する情報を提供するよう職員へ周知しました。新しい施策の提案や事業の進捗状況等については、どのような時期と方法で町民に情報発信していくか等を関係課で協議し、効果的な情報共有に努めました。

これまでの広報紙やホームページ等による情報提供に加えて、町民コメントへのＬＩＮＥの活用など、様々な媒体を連動させた情報発信に取り組み、意見交換会の開催やアンケート調査等を組み合わせながら、町民から意見をいただきやすい環境づくりに努めました。

自治基本条例施行の初年度となった令和５年度については、これまでのまちづくりの取組を土台として、町民意見の公開や審議会等の公開など、効果的な運用に向けて試行錯誤しながらも実践しました。

前述のとおり、本年度の取組によって新たな課題も見えてきたことから、これらの改善を図るとともに、今後においても条例の理念に基づく取組を進めることで、町民の皆さまが町政に参加しやすい環境づくりに努め、住み良いまちの実現を目指します。

令和６年度の総評

令和６年度は自治基本条例の施行から２年目となり、施行初年度に課題であった自治基本条例の理念等の普及のため、広報紙での周知を図りました。また、頂戴した意見等に対する取り扱いや会議の公開方法について、基準を設けることにより行政職員の条例に基づいた業務遂行が促進され、町民を主体とした自治実現に向けた情報の提供や会議の公開は、前年度より格段に進められてきたと考えます。

例えば住民生活課においては、ある計画策定時のアンケートに記述されていた子育て世帯に特化した公的住宅を求めるご意見を受け、今年度、空き家の教員住宅を利用した子育て世帯向けの住宅を整備するなど、町民の要望を迅速に町政へ反映させる自治基本条例第 11 条の理念に基づいた取り組みを実践しています。

また､除排雪に関わる日程や区域等の情報を町の公式 LINE を活用した事前周知により、電話などによるお問い合わせが格段に減った実績も報告されています。このことは、適切な情報提供による見える化により、町民への周知が促進され、安全・安心な生活を送られていることの現れと捉えられることから、今後も継続してまいります（条例第７条「情報の提供」)。

一方で行政内での運用面で認識等のずれがあること、また、より分かりやすく見やすい情報提供への改善が､課題として把握できていることから、今後も引き続き課題改善に取り組みながら、町民の皆さまが町政へ参加できる環境のより一層の充実が実現できるよう、条例の理念に基づいた取り組みを実践します。